

平成 29 年 5 月 30 日

各 位

会 社 名 日本テクノ・ラボ株式会社
代 表 者 代表取締役社長 松村 泳成
(コード番号：3849 札幌証券取引所アンビシャス)
問 い 合 わ せ 先 管理部長 鈴木 孝男
(TEL. 03-5276-2813)

定款の一部変更及び会計監査人選任に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成29年6月29日開催予定の第29期定時株主総会に「定款一部変更の件」及び「会計監査人選任の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款一部変更の件

(1) 定款変更の目的

当社は、会社法第2条第6号に定める大会社には該当いたしません。同法の規定に基づく監査役会及び会計監査人を設置することで、コーポレート・ガバナンスの一層の強化を図るため、監査役会及び会計監査人に関する規定を新設するものであります。併せて条数の変更及び文言の統一等、所要の変更を行うものであります。

(2) 変更の内容

変更内容は以下のとおりであります。

(下線は変更箇所を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第 1 章 総 則	第 1 章 総 則
第 1 条 (条文省略)	第 1 条 (現行どおり)
(目的)	(目的)
第 2 条 当社は次の事業を営むことを目的とする。	第 2 条 当社は次の事業を営むことを目的とする。
<u>1.</u> 信号解析、音響解析、振動システムの設計・作成	<u>(1)</u> 信号解析、音響解析、振動システムの設計・作成
<u>2.</u> 上記システムの導入管理・コンサルティング業	<u>(2)</u> 上記システムの導入管理・コンサルティング業
<u>3.</u> コンピュータソフト及び関連機器の開発・販売	<u>(3)</u> コンピュータソフト及び関連機器の開発・販売
<u>4.</u> ソフトウェア業	<u>(4)</u> ソフトウェア業

現 行 定 款	変 更 案
<p>5. インターネットを利用した通信販売業及び代金決済業務</p> <p>6. インターネットを利用した情報提供サービス業</p> <p>7. 上記サービスに関連するコンサルティング業務</p> <p>8. インターネットを利用するための送受信機器、コンピュータシステムの企画・制作・販売</p> <p>9. 各種放送番組及び音声映像情報ソフトの企画・製作・販売</p> <p>10. 広告宣伝の情報媒体の企画・製作・販売</p> <p>11. 一般および特定労働者の派遣事業</p> <p>12. 損害保険代理業</p> <p>13. 上記各号に附帯関連する一切の業務</p>	<p>(5) インターネットを利用した通信販売業及び代金決済業務</p> <p>(6) インターネットを利用した情報提供サービス業</p> <p>(7) 上記サービスに関連するコンサルティング業務</p> <p>(8) インターネットを利用するための送受信機器、コンピュータシステムの企画・制作・販売</p> <p>(9) 各種放送番組及び音声映像情報ソフトの企画・製作・販売</p> <p>(10) 広告宣伝の情報媒体の企画・製作・販売</p> <p>(11) 一般及び特定労働者の派遣事業</p> <p>(12) 損害保険代理業</p> <p>(13) 上記各号に附帯関連する一切の業務</p>
<p>第3条 (条文省略)</p>	<p>第3条 (現行どおり)</p>
<p>(機関の設置)</p>	<p>(機関の設置)</p>
<p>第4条 当社は、取締役会、監査役を置く。</p>	<p>第4条 当社は、取締役会、監査役、監査役会及び会計監査人を置く。</p>
<p>(公告方法)</p>	<p>(公告方法)</p>
<p>第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。 ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載するものとする。</p>	<p>第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。 但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載するものとする。</p>
<p>第2章 株式</p> <p>第6条～第7条 (条文省略)</p>	<p>第2章 株式</p> <p>第6条～第7条 (現行どおり)</p>
<p>(株式取扱規程)</p>	<p>(株式取扱規程)</p>
<p>第8条 当社の株券の種類、株主の氏名等株主名簿記載事項の変更、その他株式に関する<u>手続並びに手数料</u>は、取締役会の定める株式取扱規程による。</p>	<p>第8条 当社の株式に関する<u>取扱い及び手数料</u>は、取締役会の定める株式取扱規程による。</p>
<p>第9条～第11条 (条文省略)</p>	<p>第9条～第11条 (現行どおり)</p>
<p>第3章 株主総会 (招集者及び議長)</p>	<p>第3章 株主総会 (招集者及び議長)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第12条 株主総会は、代表取締役が招集し、その議長となる。代表取締役に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。</p>	<p>第12条 株主総会は、代表取締役<u>社長</u>が招集し、その議長となる。代表取締役<u>社長</u>に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。</p>
<p>第13条～第16条 (条文省略)</p>	<p>第13条～第16条 (現行どおり)</p>
<p>第4章 取締役及び取締役会 (選任)</p>	<p>第4章 取締役及び取締役会 (選任)</p>
<p>第17条 取締役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 ② 取締役選任決議については、累積投票によらないものとする。</p>	<p>第17条 取締役の選任決議は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 ② 取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。</p>
<p>(解任方法)</p>	<p>(解任方法)</p>
<p>第18条 (条文省略) ② 前項の解任決議は、議決権を行使することのできる株主の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを決する。</p>	<p>第18条 (現行どおり) ② 前項の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p>
<p>(任期)</p>	<p>(任期)</p>
<p>第19条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の時までとする。</p>	<p>第19条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会<u>終結</u>の時までとする。</p>
<p>第20条 (条文省略)</p>	<p>第20条 (現行どおり)</p>
<p>(取締役会)</p>	<p>(取締役会)</p>
<p>第21条 (条文省略) ③ 当社は、当該事項の議決に加わることのできる取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的方法により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。 ④ 取締役会の運営その他に関する事項に</p>	<p>第21条 (現行どおり) ③ 当社は、当該事項の議決に加わることのできる取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的方法により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。但し、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。 ④ 取締役会の運営その他に関する事項</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>については、取締役会規程による。</p> <p style="text-align: center;">第5章 監査役</p> <p>第22条 (条文省略)</p> <p>(選任)</p> <p>第23条 監査役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>第24条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>については、<u>取締役会の定める取締役会規程</u>による。</p> <p style="text-align: center;">第5章 監査役<u>及び監査役会</u></p> <p>第22条 (現行どおり)</p> <p>(選任)</p> <p>第23条 監査役の選任<u>決議</u>は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>第24条 (現行どおり)</p> <p><u>(常勤監査役)</u></p> <p>第25条 <u>監査役会は、監査役の中から常勤監査役若干名を選定する。</u></p> <p><u>(監査役会)</u></p> <p>第26条 <u>監査役会招集の通知は、各監査役に対し会日の3日前までに発する。但し、緊急のときはこの期間を短縮することができる。</u></p> <p>② <u>監査役会の運営その他に関する事項については、監査役会の定める監査役会規程による。</u></p> <p style="text-align: center;">第6章 会計監査人</p> <p><u>(選任)</u></p> <p>第27条 <u>会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p><u>(任期)</u></p> <p>第28条 <u>会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>② <u>会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</u></p>

現行定款	変更案
第6章 計算	第7章 計算
第25条～第28条 (条文省略)	第29条～第32条 (現行どおり)

(3) 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 29 年 6 月 29 日 (木曜日)
定款変更の効力発生日	平成 29 年 6 月 29 日 (木曜日)

2. 会計監査人選任の件

当社は、会社法第2条第6号に定める大会社には該当いたしません。コーポレート・ガバナンスの一層の強化を図るために会計監査人設置会社となるものであり、会計監査人の選任をお願いするものであります。

なお、本議案は上記「定款一部変更の件」が承認可決されることを条件としております。

また、本議案に関しましては、監査役が決定しております。

監査役が監査法人を会計監査人の候補者とした理由は、会計監査人としての独立性及び専門性の有無、監査報酬等を総合的に勘案し検討した結果、適任と判断したためであります。

会計監査人候補者の概要は以下のとおりであります。

名 称	新日本有限責任監査法人	
主たる事務所の所在地	東京都千代田区内幸町二丁目2番3号 日比谷国際ビル	
沿 革	昭和 60 年 10 月	監査法人太田哲三事務所と昭和監査法人が合併し、太田昭和監査法人設立
	平成 12 年 4 月	太田昭和監査法人とセンチュリー監査法人が合併し、監査法人太田昭和センチュリー設立
	平成 13 年 7 月	新日本監査法人に名称変更
	平成 20 年 7 月	有限責任監査法人への移行に伴い、法人名称を新日本有限責任監査法人に変更
概 要	資本金	964 百万円
	構成人員 (非常勤除く)	
	公認会計士	3,351 名
	公認会計士試験合格者	1,025 名
	その他	1,953 名
	合計	6,329 名
	被監査会社数	4,040 社

(平成 29 年 3 月 31 日現在)

(注)新日本有限責任監査法人は、現在当社の金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項及び第 2 項の規定に基づく監査を行っております。

以上